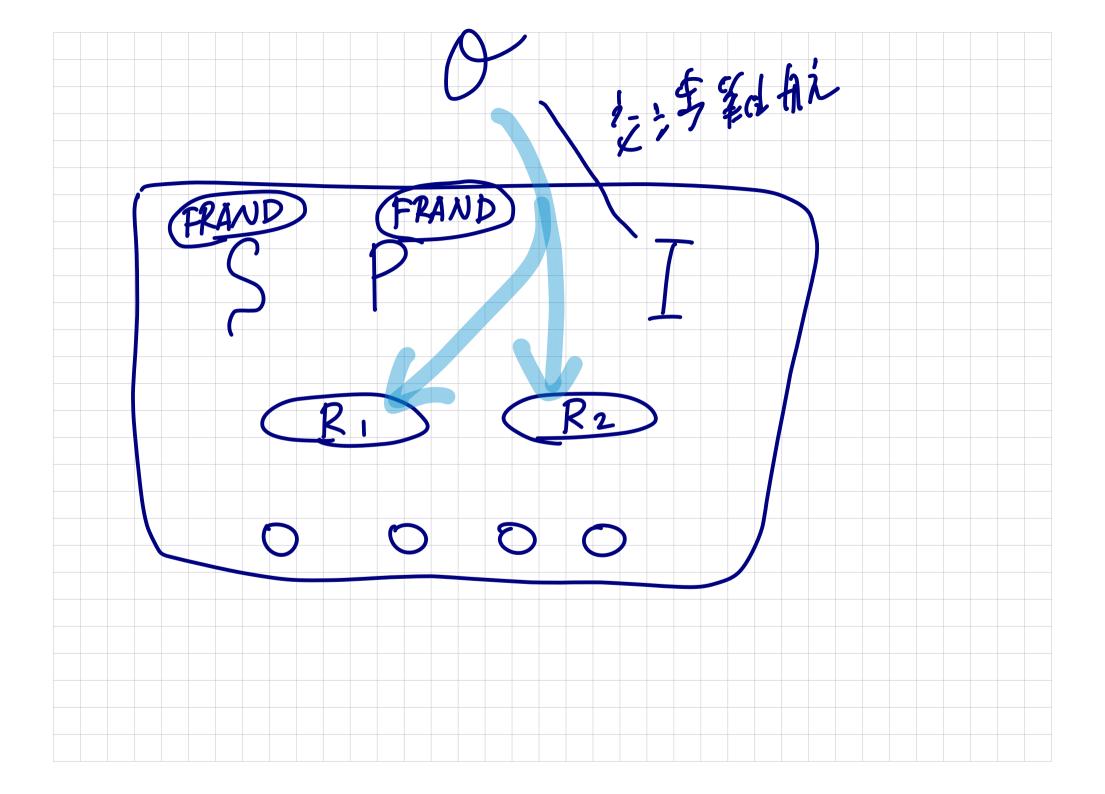
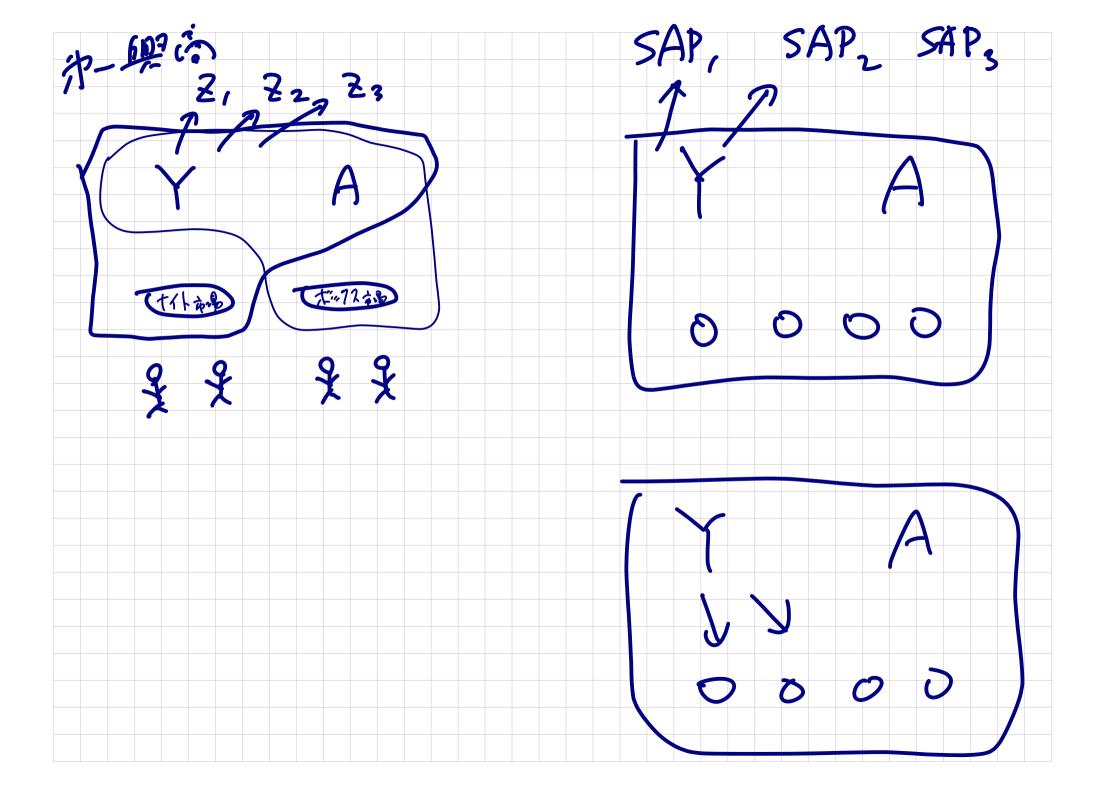


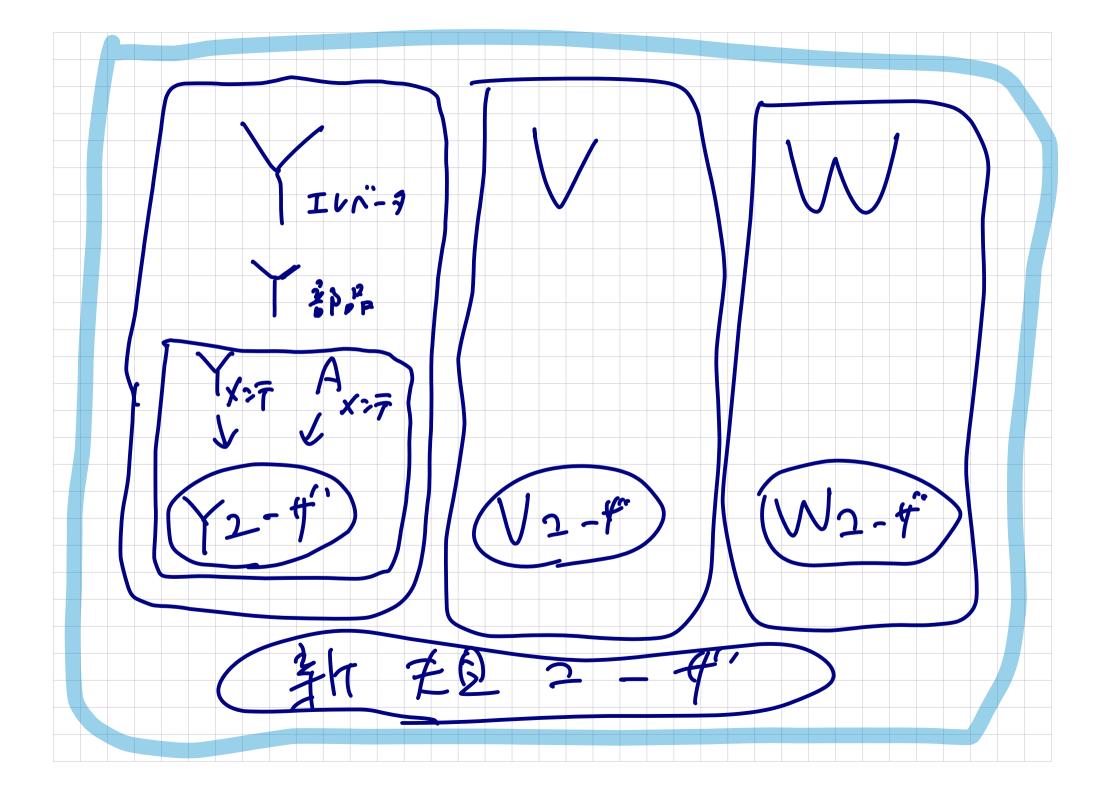
## H29電力ガイドライン6頁

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の電気と併せて他の商品又は役務の供給を受けると電気の料金又は当該他の商品若しくは役務と合算した料金が割安になる方法で販売する場合において、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、不当廉売等)。

(注) 電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合、一般的には、電気と他の ・商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価 で供給しているかどうかにより判断することとなる。







RFIP Zazz RFIDYent 確かに、原告純正品についてなされた設定が、使用済み原告純正品のカートリッ ジを再利用してリサイクル品とする場合に、商品として競争力を減殺するものであ れば独占禁止法上問題とされる余地はあると考えられる。しかし、そもそも、RF IDをリセットしない原告純正品のリサイクル品であっても、トナー残量が不足し シテイガイノトナー シテイントナー てきた場合には、プリンターのディスプレイには、「トナーガスクナクナリマシタ」、 「トナーヲコウカンシテクダサイ」との表示がされ、業務上支障がないよう配慮さ れているのであるから、プリントする必要があるステータスページのトナー残量が 表示できるようRFIDのリセットをしなければ、原告純正品のリサイクル品の製 純正品をお薦めします 造販売が阻害されるような前提でいう被告の主張は、その点で採用し難い。 造販売が阻害されるような前提でいう被告の主張は、その点で採用し難い。 また、原告純正品のステータスページにおけるトナー残量表示は、規定量の充填 された新品の「シテイノトナー」を前提に、各印刷物のドット量等から使用量を計 算するなどして表示しているというのであるから(弁論の全趣旨),そもそも原告京 セラDSにおいて規定量が充填されているか否かを確認できないトナーカートリッ トナーがスクナクナリスシテ トナーがスクナク ジを前提にRFIDをリセットして使用することは想定されておらず、そのリセッ トを自由にさせるよう求めることになる被告の主張はこの点でも採用できない。 純正品をお薦めします